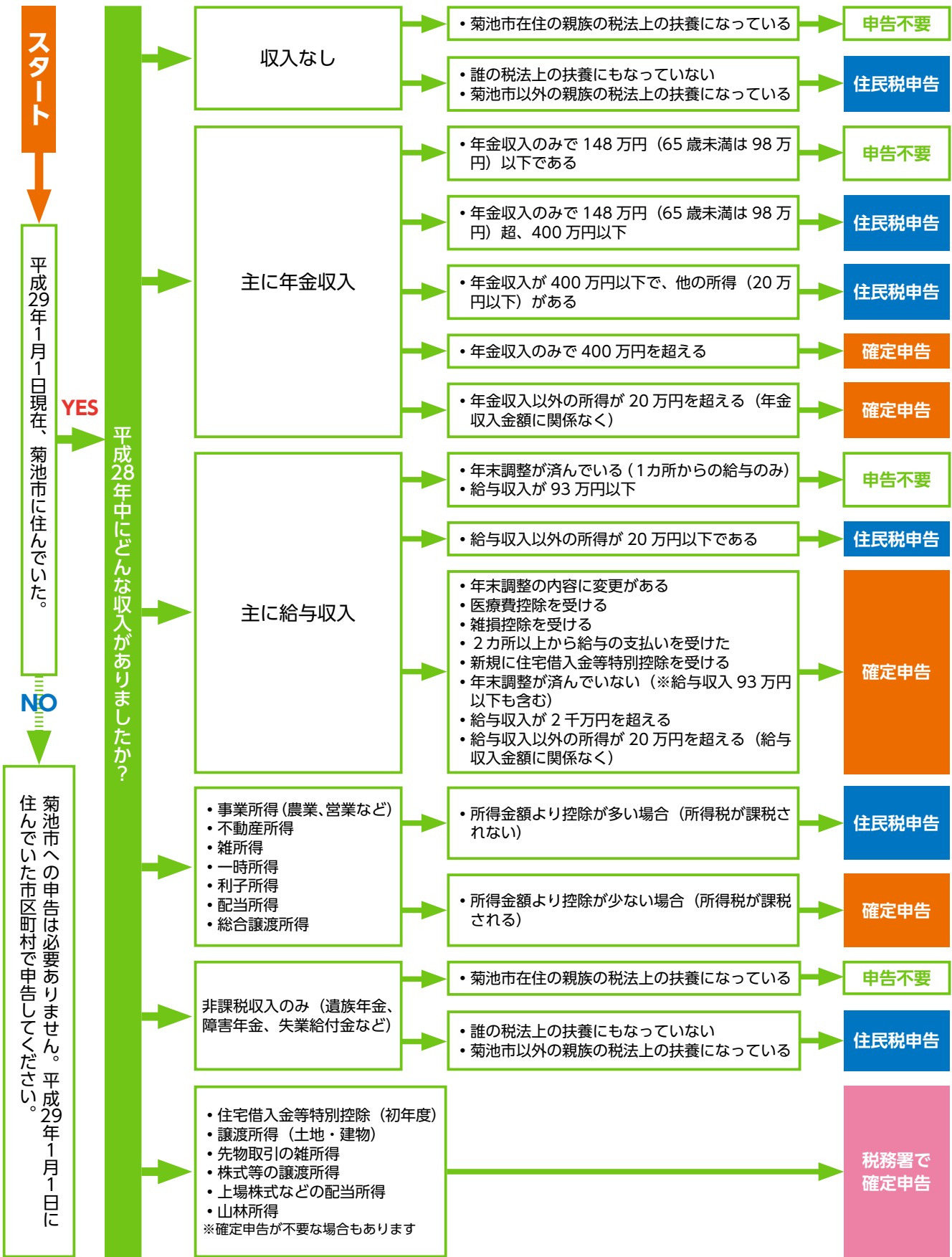


申告フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は平成 29 年 1 月 1 日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
- ・住宅借入金等特別控除を受ける初年度の人は税務署で確定申告をしてください。
- ・雑損控除を受ける場合は、内容次第で税務署にご案内する場合があります。



市県民税・所得税 申告のしおり

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日を除く)

受付時間 午前の部：午前8時40分～11時 午後の部：午後1時～4時

受付会場 本庁正面玄関右横プレハブ内 ※本庁舎整備工事に伴い申告会場が変わりました
七城総合支所、旭志総合支所、泗水総合支所

問い合わせ先 税務課市民税係 ☎0968(25)7206



期間内の申告を忘れずに

市県民税（住民税）の申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種証明書などの発行ができなかったりする場合がありますので、忘れずに申告してください。

申告が必要な人

平成 29 年 1 月 1 日現在、本市内に住所がある人で前年中に次の所得があった人

- ▼ 営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
- ▼ 給与所得者でその他の収入があった人
- ▼ 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった人
- ▼ 退職し、再就職していない人（年末調整が未済で控除などの追加がある人）
- ▼ 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた人

申告しなくてもよい人

- ▼ 公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける人やほかの収入があった人
- ▼ 世帯の主たる人が菊池市外へ単身赴任などで転出している家族の人
- ▼ 収入がなかった人など

申告に必要なもの

- ▼ 収入が公的年金のみで所得控除の必要がない人
- ▼ 収入がなく、菊池市内に住所がある親族の扶養となっている人

印かん（認め印可）

収入（所得）を証明できる資料

源泉徴収票（給与、公的年金など）、支払証明書

収支内訳書（農業や営業などの事業所得、不動産所得がある人）

保険料支払証明書（生命保険、地震保険、社会保険など）

医療費領収書（医療費控除を受ける人）

所得控除の確認のため必要な資料（障害者手帳など）

本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）

※確定申告の際は、申告する人の本人確認書類の写しの添付が必要です。